

令和 7 年度 飯山市移住支援住宅建設促進事業（改修）

【対象となる要件】

- ・市外から転入し、定住しようとする者。（申請時に市内に転入した日から起算して 1 年以内の者を含む。）
- ・申請時に市内へ転入してから 5 年以内で、申請時に賃貸住宅に居住している者。
- ・上記いずれかの要件が満たされ、かつ定住を目的に 5 年以上居住する予定の方。
- ・要綱第 3 条第 2 項の要件全てを満たす者。
- ・工事請負契約を締結したもの。（ただし、交付申請時において工事請負契約の締結日から 3 年以内のものに限る。）

【補助額】

補助対象経費	補助額の計算	補助限度額
市内業者が請け負う 50 万円以上の住宅の改修経費	補助対象経費の 25%に相当する額（1,000 円未満切捨て）以内	20 万円

※市内業者→市内に本店又は支店が所在する法人又は個人事業者

【補助対象者】 ※次の条件にすべて該当する方

- ・転入の日から起算して過去 1 年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことのない者。
- ・住宅を相続等により取得した者で、前住所地の市町村民税（特別区民税を含む。）に滞納がない者。
- ・相続等により取得した住宅に 5 年を超えて居住しようとする者。

【用語の解説】

- ・住宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するものをいう。
- ・中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、購入した日から 1 年を経過し、又は居住されたことがあるものをいう。
- ・住宅改修 新たに自己が居住する目的で取得する住宅の改修工事をいう。

【交付申請書類等】

- 1 申請者の住民票（世帯全員、続柄必要、本籍不要）
※本市への転入の日から 1 年前の住所地が証明できるもの
- 2 前住所地の市町村民税の納税証明書又は完納証明書
- 3 誓約書兼同意書（様式第 1 号の 2）
- 4 工事請負契約書の契約書の写し
- 5 補助対象住宅の案内図及び平面図（住宅改修予定箇所を明記したもの）
- 6 改修工事を行う場合は着工する前の当該工事箇所の写真
- 7 その他市長が特に必要と認める書類

※上記の他に要件等ありますので、
まずは下記までお問い合わせください。

お問合せ先
飯山市役所 建設水道部 移住定住推進課 移住定住係
TEL：0269-67-0740 E-mail：ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp

【 補助金交付までの流れ 】

①事業補助金交付申請書（申請者 →→→ 飯山市）

◎提出書類

□交付申請書

添付□住民票（現在の住所のもの、飯山市に移住済みの場合は前住所の記載のあるもの）

□戸籍の附票（転入日から起算して1年以内に飯山市に住所がないことの証明）

□完納証明書（申請者のみ） □誓約書兼同意書

□工事請負契約書の写し（申請者の名）

□住宅の案内図、平面図等、工事費内訳書の写し

□着工前の当該工事箇所の写真

□その他市長が特に必要と認める書類

②交付決定通知書（飯山市 →→→ 申請者）

「申請事業の完了」（ □工事完成 □住所変更 □料金支払 ）

令和8年3月31日まで

③事業補助金実績報告書（申請者 →→→ 飯山市）

◎提出書類

□実績報告書

添付□住民票（新住所の世帯全員のもの、申請時と変わらない場合は不要）

□領収書の写し（申請者の名） □完成の写真

□その他市長が特に必要と認める書類

④交付確定通知書（飯山市 →→→ 申請者）

⑤事業補助金交付請求書（申請者 →→→ 飯山市）

◎提出書類

□交付請求書（申請者の口座名義）

⑥補助金の交付（飯山市 →→→ 申請者）

【※注意事項※】

- ・ 誓約事項を満たさなくなった場合、交付を受けた補助金は返還となります。また補助金の額と期間に応じた加算金の納付が必要となります。
- ・ 予算には限りがございます。申請順に受付けますので、事前に問合せをいただいても、申請時に予算が上限に達している場合は受付けられません。事前に問合せのあった方へ予算状況に関する案内を市からは行いませんのでご承知おきください。
- ・ ご不明点等は下記連絡先までお問合せください。

飯山市役所 移住定住推進課 移住定住係 2階 23番窓口
TEL：0269-67-0740（直通）
E-mail：ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp

要綱もご確認
ください

